

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則

新旧対照表

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則（平成八年福岡県規則第二号）

改正案

現行

（趣旨）

第一条 行政庁（知事又は知事の権限に属する事務を委任された者をいう。以下同じ。）が行う行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「法」という。）第三章第二節及び第三節並びに福岡県行政手続条例（平成八年福岡県条例第一号。以下「条例」という。）第三章第二節及び第三節の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与の手續については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（聴聞の主宰）

第三条 聴聞は、総務部法務・県民情報課長又はその指名する同課の職員が主宰する。

2 総務部長は、総務部法務・県民情報課長が法第十九条第二項各号又は条例第十九条第二項各号のいずれかに該当する場合は、同課の職員を指名し、聴聞を主宰させなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、総務部法務・県民情報課の所掌事務に係る不利益処分に関する聴聞は、総務部長が指名する職員が主宰する。

（聴聞手續該当事案の通知）

第四条 行政庁は、法第十三条第一項第一号又は条例第十三条第一項第一号の規定により聴聞の手續を執る場合は、あらかじめ、総務部法務・県民情報課長に対し、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名又は名称、予定される不利益処分の内容等を通知しなければならない。

（聴聞の期日の変更）

第六条 当事者は、行政庁が法第十五条第一項又は条例第十五条第一項の規定による聴聞の通知をした場合（法第十五条第四項後段又は条例第十五条第四項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）において、正当な理由があるときは、行政庁に対し、聴聞の期日の四日前までに聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2・3 略

（聴聞の期日における審理の公開）

第十二条 行政庁は、法第二十条第六項又は条例第二十条第六項の規定により聴聞の期日にお

（趣旨）

第一条 行政庁（知事又は知事の権限に属する事務を委任された者をいう。以下同じ。）が行う行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「法」という。）第三章第二節及び第三節並びに福岡県行政手続条例（平成八年福岡県条例第一号。以下「条例」という。）第三章第二節及び第三節の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与の手續については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（聴聞の主宰）

第三条 聴聞は、総務部行政経営企画課長又はその指名する同課の職員が主宰する。

2 総務部長は、総務部行政経営企画課長が法第十九条第二項各号又は条例第十九条第二項各号のいずれかに該当する場合は、同課の職員を指名し、聴聞を主宰させなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、総務部行政経営企画課の所掌事務に係る不利益処分に関する聴聞は、総務部長が指名する職員が主宰する。

（聴聞手續該当事案の通知）

第四条 行政庁は、法第十三条第一項第一号又は条例第十三条第一項第一号の規定により聴聞の手續を執る場合は、あらかじめ、総務部行政経営企画課長に対し、不利益処分の名あて人となるべき者の氏名又は名称、予定される不利益処分の内容等を通知しなければならない。

（聴聞の期日の変更）

第六条 当事者は、行政庁が法第十五条第一項又は条例第十五条第一項の規定による聴聞の通知をした場合（法第十五条第三項後段又は条例第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）において、正当な理由があるときは、行政庁に対し、聴聞の期日の四日前までに聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2・3 略

（聴聞の期日における審理の公開）

第十二条 行政庁は、法第二十条第六項又は条例第二十条第六項の規定により聴聞の期日にお

改正案	現行
<p>る審理を公開により行う場合は、不利益処分の根拠となる法令の条項、聴聞の期日及び場所、傍聴の方法その他必要な事項を <u>公</u>示するとともに、速やかに、当事者及び参加人（その時まで）に法第十七条第一項又は条例第十七条第一項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。）に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（聴聞調書及び報告書）</p> <p>第十四条 主宰者は、法第二十四条第一項又は条例第二十四条第一項に規定する調書（以下「調書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、これに <u>記名</u> しなければならない。</p> <p>一 十一 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 主宰者は、法第二十四条第三項又は条例第二十四条第三項に規定する報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、これに <u>記名</u> しなければならない。</p> <p>一 六 略</p> <p>（口頭による弁明の記録）</p> <p>第十七条 略</p> <p>2 弁明を録取した職員（以下「弁明録取者」という。）は、次に掲げる事項を記載した記録を作成し、これに <u>記名</u> しなければならない。</p> <p>一 六 略</p> <p>3 略</p> <p>（準用規定）</p> <p>第十八条 略</p> <p>2 第六条の規定は、口頭による弁明の機会の場合について準用する。この場合において、第六条第一項中「法第十五条第一項又は条例第十五条第一項の規定による聴聞の通知をした場合（<u>法第十五条第四項後段</u>又は<u>条例第十五条第四項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）」とあるのは「法第三十条又は条例第二十八条の規定による弁明の機会の付与の通知をした場合（<u>法第三十一条</u>において準用する<u>法第十五条第四項後段</u>又は<u>条例第二十九条</u>において準用する<u>条例第十五条第四項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第二項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同</p>	<p>る審理を公開により行う場合は、不利益処分の根拠となる法令の条項、聴聞の期日及び場所、傍聴の方法その他必要な事項を <u>公報</u>により公示するとともに、速やかに、当事者及び参加人（その時まで）に法第十七条第一項又は条例第十七条第一項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。）に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（聴聞調書及び報告書）</p> <p>第十四条 主宰者は、法第二十四条第一項又は条例第二十四条第一項に規定する調書（以下「調書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、これに <u>記名押印</u> しなければならない。</p> <p>一 十一 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 主宰者は、法第二十四条第三項又は条例第二十四条第三項に規定する報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、これに <u>記名押印</u> しなければならない。</p> <p>一 六 略</p> <p>（口頭による弁明の記録）</p> <p>第十七条 略</p> <p>2 弁明を録取した職員（以下「弁明録取者」という。）は、次に掲げる事項を記載した記録を作成し、これに <u>署名</u>又は<u>記名押印</u> しなければならない。</p> <p>一 六 略</p> <p>3 略</p> <p>（準用規定）</p> <p>第十八条 略</p> <p>2 第六条の規定は、口頭による弁明の機会の場合について準用する。この場合において、第六条第一項中「法第十五条第一項又は条例第十五条第一項の規定による聴聞の通知をした場合（<u>法第十五条第三項後段</u>又は<u>条例第十五条第三項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）」とあるのは「法第三十条又は条例第二十八条の規定による弁明の機会の付与の通知をした場合（<u>法第三十一条</u>において準用する<u>法第十五条第三項後段</u>又は<u>条例第二十九条</u>において準用する<u>条例第十五条第三項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第二項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同</p>

改正案	現行
<p>条第三項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「当事者及び参加人（その時まで）に法第十七条第一項又は条例第十七条第一項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。</p>	<p>条第三項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「当事者及び参加人（その時まで）に法第十七条第一項又は条例第十七条第一項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。</p>